

共働き子育て世帯の経済効果

－女性のフルタイム勤務環境整備で、世帯収入の拡大余地あり－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

鹿庭 雄介

(要 旨)

近年、女性が結婚や出産を機に仕事を辞めることが減り、夫婦が共に働きながら子育てをする家庭が増えている。この共働き子育て世帯は、専業主婦子育て世帯と比べて世帯収入や可処分所得が多く、これが消費支出を押し上げ、共働きの維持に必要な出費や嗜好品、教育、娯楽などへの支出増加につながっているほか、貯蓄や投資にもより多くの資金を振り向けている姿がうかがえる。

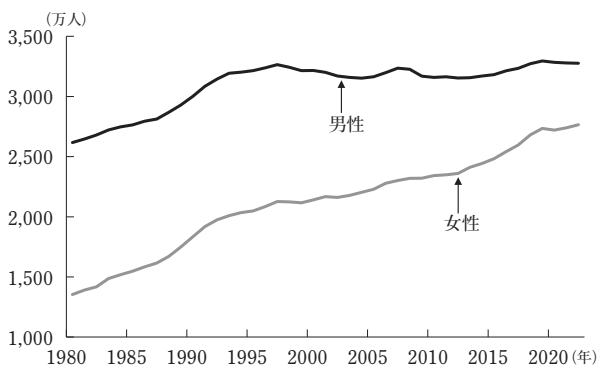
もっとも、共働き子育て世帯の収入拡大余地はまだある。子育てなどで妻が短時間勤務やパートタイム等に就業形態を変更し、収入が抑えられている世帯は多い。共働き子育て世帯がすべてフルタイム勤務となれば世帯収入は7%近く増え、消費拡大に加え、人手不足の緩和や税収増、株価上昇などの恩恵をもたらす可能性がある。共働き子育て世帯の女性がフルタイムで働きやすい労働環境を官民挙げて積極的に整備することが求められる。

1. 増える共働き子育て世帯

女性の雇用者数が増えている。総務省の労働力調査をみると、男性の雇用者数が90年代半ば頃から横ばいとなっているのに対し、女性の雇用者数は増加を続けている(図表1)。結果として、80年には1,263万人もの開きがあった男女の雇用者数の差は、直近22年には511万人まで縮小している。人手不足感の強まりなどが、女性の雇用者数増加に拍車をかけているとみられる。

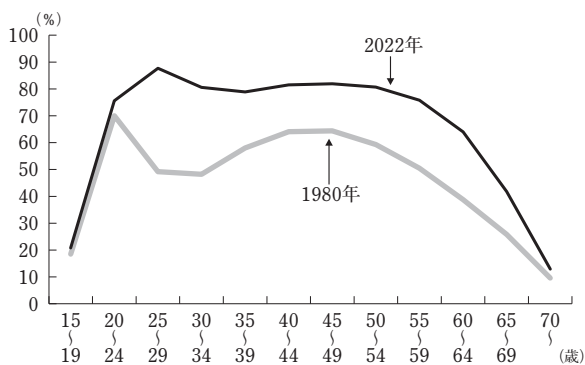
これに伴い、M字カーブも解消へと向かっている。女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口)を年齢階層別にみると、80年には女性が結婚や出産で一時的に職場を離れることが多く、20代後半から30代にかけて労働力率が低下し、40代で再び上昇するというM字のよ

図表1 雇用者数（男女別）



(備考) 総務省「労働力調査」より作成

図表2 労働力率（女性、年齢階層別）



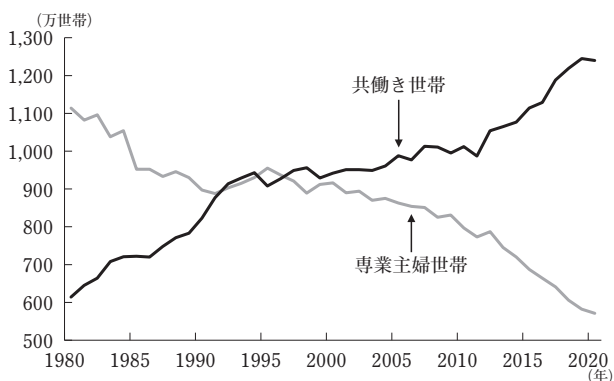
(備考) 1. 労働力率は15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合
2. 総務省「労働力調査」より作成

うな形を描いていた（図表2）。しかし、直近22年にはこのM字の窪みがほぼ見られなくなっている。

さらに、ここにきて共働き子育て世代の増加が女性の雇用者数押上げに寄与している。

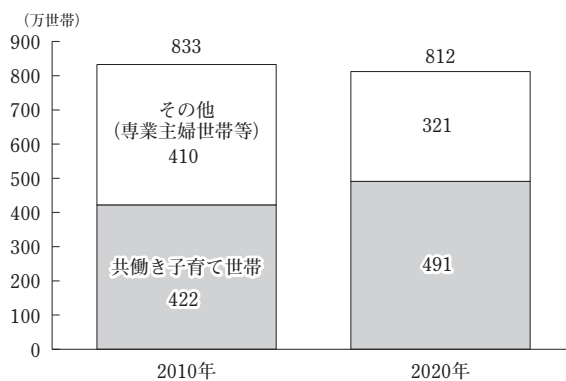
図表3は共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移を見たものである。80年には専業主婦世帯数が共働き世帯数の2倍近くあったが、90年代にほぼ同数となり、足元22年には完全に逆転している。そして、共働き世帯の増加に合わせて共働きをしながら子育てをする世帯も増加している。国立研究開発法人建築研究所の集計によれば、10年から20年にかけての10年間で、子育て世帯数自体は少子化の影響などから21万世帯減少している（図表4）。しかしこの間、共働き子育て世帯は422万世帯から491万世帯に69万世帯も増加している。M字カーブの解消と共働き子育て世帯の増加は、女性が家庭と仕事を両立しやすくなってきていることを示唆していよう。

図表3 共働き世帯数と専業主婦世帯数



(備考) 1. 共働き世帯は夫婦ともに非農林業雇用者
2. 2011年は岩手県、宮城県、福島県を除く全国
3. 総務省「労働力調査」より作成

図表4 子育て世帯数の内訳



(備考) 1. 子育て世帯は未成年の子を有するすべての核家族世帯
2. その他（専業主婦世帯等）は農林漁業従事者のいる世帯を含む
3. 建築研究所「建築研究資料No.209、2023」より作成

2. 共働き子育て世帯の家計状況

では、この増加が続く共働き子育て世帯は、専業主婦子育て世帯と比べて家計状況にどういった特徴があるのだろうか。総務省「家計調査」を用いて、直近22年の共働き子育て世帯と専業主婦子育て世帯の1か月あたりの家計状況を比較してみた。

まず、世帯収入をみると夫の収入は、共働き子育て世帯(515,143円)の方が専業主婦子育て世帯(588,088円)よりも7万円以上少ない(図表5)。その一方で、共働き子育て世帯では妻の収入(167,974円)が上乘せされることから、世帯収入全体で見ると共働き子育て世帯(712,327円)の方が、専業主婦子育て世帯(627,588円)よりも8万円以上も多くなる^(注1)。共働き子育て世帯では夫の収入の少なさを妻の収入で補うことによって、専業主婦子育て世帯よりも、かなり多くの世帯収入を得ることができていると言えよう。

図表5 1か月あたりの世帯収入(2022年)

	共働き 子育て世帯 (A)	専業主婦 子育て世帯 (B)	差額 (A-B)
世帯収入(①)	712,327円	627,588円	+84,739円
勤め先収入	683,117円	588,008円	+95,109円
夫	515,143円	588,008円	△72,865円
妻	167,974円	0円	+167,974円
その他収入	29,210円	39,580円	△10,370円

- (備考) 1. 両世帯とも二人以上の世帯のうち勤労者世帯で、世帯主が60歳未満の4人家族(夫婦と未婚の子供2人)のデータを用いている。
 2. 共働き子育て世帯は核家族世帯、専業主婦子育て世帯は有業者が夫のみの世帯
 3. 勤め先収入には、残業手当や住宅手当、賞与などが含まれる。
 4. その他収入には事業収入や財産収入、社会保障給付などが含まれる。
 5. 総務省「家計調査」より作成

この世帯収入から直接税や社会保険料といった非消費支出を差し引いて可処分所得が求められる。両世帯を比較すると、直接税は共働き子育て世帯(53,887円)の方が専業主婦子育て世帯(59,558円)よりも少ない(図表6)。給与所得控除や基礎控除といった所得控除を夫婦2人分受けとれることなどによる節税効果が現れているためと考えられる。半面、社会保険料は世帯収入の多い共働き子育て世帯の方が負担は重くなっており、結果として非消費支出は共働き子育て世帯(132,651円)が専業主婦子育て世帯(124,983円)を上回っている。ただ、それでもなお世帯収入に差があることを反映し、可処分所得は共働き子育て世帯(579,675円)の方が専業主婦子育て世帯(502,605円)より、7万円以上も多くなっている。

(注)1. その他収入は、共働き子育て世帯(29,210円)の方が専業主婦子育て世帯(39,580円)よりも1万円以上少ない。これは共働き子育て世帯の方が児童手当の所得制限に抵触しやすいことなどが影響しているとみられる。

図表6 1か月あたりの可処分所得（2022年）

	共働き 子育て世帯 (A)	専業主婦 子育て世帯 (B)	差額 (A-B)
世帯収入 (①)	712,327円	627,588円	+84,739円
非消費支出 (②)	132,651円	124,983円	+7,668円
直接税	53,887円	59,558円	△5,671円
社会保険料	78,723円	65,384円	+13,339円
その他の非消費支出	41円	42円	△1円
可処分所得 (③=①-②)	579,675円	502,605円	+77,070円

(備考) 1. 両世帯とも二人以上の世帯のうち勤労者世帯で、世帯主が60歳未満の4人家族（夫婦と未婚の子供2人）のデータを用いている。
 2. 共働き子育て世帯は核家族世帯、専業主婦子育て世帯は有業者が夫のみの世帯
 3. 総務省「家計調査」より作成

ではこれら可処分所得を両世帯はそれぞれどれくらい支出に回しているのだろうか。消費支出の総額を比較すると、可処分所得の多い共働き子育て世帯（340,710円）の方が専業主婦子育て世帯（316,312円）よりも2万円以上多く支出している（図表7）。

具体的に、こういった商品・サービスで共働き子育て世帯の消費支出が多いのかを用途別に分けてみると、最も金額の大きい食料では共働き子育て世帯（87,270円）が3千円以上多く支出している。米やパンなどの穀類、牛乳、野菜、果物などは自宅で料理を作る機会の多い専業主婦子育て世帯で支出額が大きい。対して、弁当や総菜、冷凍食品などが含まれる調理食品、外食などの支出額は共働き子育て世帯の方が大きく、料理に十分な時間が割けない中で積極的に利用しているとみられる。また、菓子類や酒類、ジュースや炭酸飲料などの購入が多いのも共働き子育て世帯の特徴であり、可処分所得の多さがこれら嗜好品の購入増加につながっていると思われる。その他、被服及び履物への支出額も共働き子育て世帯（14,336円）の方が大きい。なかでも妻の支出額が多く、仕事等で使用する服や靴、クリーニング代などにお金を費やしていると考えられる。

そして、両世帯の金額差が最も大きいのが交通・通信である。共働き子育て世帯の支出額の方が1万円以上も多く、地方を中心に通勤手段として夫婦がそれぞれ自動車を保有していることや、共働きで家を留守にすることが多い中、子供との通信手段として携帯電話を一人一台所有していることなどが金額の多さにつながっているとみられる。さらに、塾や習い事などが含まれる教育や、趣味や玩具、旅行代などが含まれる教養娯楽、理美容関連やアクセサリ、たばこ、腕時計、保育料（3歳未満）、学童クラブ費などが含まれるその他の消費支出なども共働き子育て世帯で支出額が多くなっている^(注2)。

(注)2. 住居については、専業主婦子育て世帯の方が持家比率は低く、家賃等の支払いがあることから支出額が多くなっている。一方、共働き子育て世帯は、住宅ローンが含まれる土地家屋借金返済の金額が大きい。

図表7 1か月あたりの消費支出（用途別、2022年）

	共働き 子育て世帯 (A)	専業主婦 子育て世帯 (B)	差額 (A-B)
消費支出 (④)	340,710円	316,312円	+24,398円
食料	87,270円	84,161円	+3,109円
住居	14,875円	18,417円	△3,542円
光熱・水道	24,380円	24,168円	+212円
家具・家事用品	13,637円	14,391円	△754円
被服及び履物	14,336円	12,444円	+1,892円
保健医療	13,014円	13,651円	△637円
交通・通信	52,958円	42,543円	+10,415円
教育	34,926円	30,662円	+4,264円
教養娯楽	35,230円	34,492円	+738円
その他の消費支出	50,085円	41,383円	+8,702円
可処分所得 (③)	579,675円	502,605円	+77,070円
黒字額 (⑤=③-④)	238,965円	186,293円	+52,672円
平均消費性向 (④/③)	58.8%	62.9%	△4.1%

(備考) 1. 両世帯とも二人以上の世帯のうち勤労者世帯で、世帯主が60歳未満の4人家族（夫婦と未婚の子供2人）のデータを用いている。
 2. 共働き子育て世帯は核家族世帯、専業主婦子育て世帯は有業者が夫のみの世帯
 3. 総務省「家計調査」より作成

以上みてきたように、共働き子育て世帯は専業主婦子育て世帯と比べて可処分所得が多いことを理由に、より多くの金額を消費支出に回すことができている。その大部分は共働きの維持に必要な出費や、嗜好品、教育、娯楽などの支出増加へとつながっている。ただ、両者の平均消費性向（＝消費支出／可処分所得）をみると、共働き子育て世帯（58.8％）の方が専業主婦子育て世帯（62.9％）よりも低く、可処分所得の増加分がそのまま消費支出に回っているわけでもない。このため黒字額（＝可処分所得－消費支出）も共働き子育て世帯の方が5万円以上も多く、より沢山の資金を貯蓄等に回している姿が見て取れる。

最後に、これらの余資がどのように活用されているのかを見ておく。黒字額の内訳をみると、余資が多い共働き子育て世帯（238,965円）は専業主婦子育て世帯（186,293円）と比べ、より多くの金額を預貯金や保険料、有価証券の購入などに振り向けていることが分かる（図表8）。

図表8 1か月あたりの黒字額の内訳（2022年）

	共働き 子育て世帯 (A)	専業主婦 子育て世帯 (B)	差額 (A-B)
黒字額 (⑤=③-④)	238,965円	186,293円	+52,672円
うち預貯金純増	190,637円	145,432円	+45,205円
うち保険純増	22,504円	21,294円	+1,210円
うち有価証券純購入	7,321円	1,903円	+5,418円

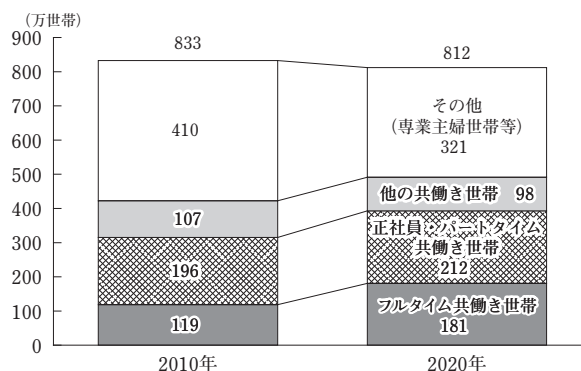
(備考) 1. 両世帯とも二人以上の世帯のうち勤労者世帯で、世帯主が60歳未満の4人家族（夫婦と未婚の子供2人）のデータを用いている。
2. 共働き子育て世帯は核家族世帯、専業主婦子育て世帯は有業者が夫のみの世帯
3. 総務省「家計調査」より作成

3. 共働き子育て世帯の収入拡大余地

このように共働き子育て世帯は、まさにその「共働き」の効果によって専業主婦子育て世帯と比べて収入、支出、貯蓄のどの面から見ても家計状況は良くなっている。その一方で、共働き子育て世帯にはさらに家計状況を改善させる余地も残されている。

図表9は図表4の共働き子育て世帯数をより細かく見たものである。これによると、過去10年間でフルタイム共働き世帯(+62万世帯)の方が正社員・パートタイム共働き世帯^(注3)(+16万世帯)よりも増加幅が大きくなっている。ただ、それでもなおフルタイム共働き世帯(181万世帯)よりも、正社員・パートタイム共働き世帯(212万世帯)の方が世帯数の多い状況に変わりはない。子育て世帯の女性がフルタイムで勤務をする環境は徐々に整いつつあるものの、依然として子育てのために労働時間をセーブしたり、責任の重い仕事を回避したりするといった状況は続いていると言えよう。

図表9 子育て世帯数の内訳（詳細）



(備考) 1. 子育て世帯は未成年の子を有するすべての核家族世帯
2. 他の共働き世帯には、夫婦のうちいずれかが第一次産業や自由業などに従事している世帯が含まれる。
3. その他（専業主婦世帯等）は農林漁業従事者のいる世帯を含む。
4. 建築研究所「建築研究資料No.209、2023」より作成

夫婦が共にフルタイムで働くことによる金銭面でのメリットは大きい。図表10は共働き世帯を妻の収入別に分けたものである。妻の収入が8万円以上の共働き世帯は、8万円未満の世帯

(注)3. フルタイム勤務を行っている契約社員や嘱託職員等もパートタイム労働者に含まれている点には留意が必要である。

図表10 1か月あたりの共働き世帯の家計収支（妻の収入別、2022年）

	共働き世帯		差額 (C-D)
	妻の収入 8万円以上 (C)	妻の収入 8万円未満 (D)	
世帯収入 (①)	803,098円	627,754円	+175,344円
勤め先収入	776,750円	600,513円	+176,237円
夫	516,727円	543,251円	△26,524円
妻	260,023円	57,262円	+202,761円
その他	26,348円	27,241円	△893円
非消費支出 (②)	152,904円	116,028円	+36,876円
直接税	60,600円	49,014円	+11,586円
社会保険料	92,261円	66,966円	+25,295円
その他の非消費支出	43円	48円	△5円
可処分所得 (③=①-②)	650,194円	511,726円	+138,468円
消費支出 (④)	359,013円	337,382円	+21,631円
食料	84,279円	81,553円	+2,726円
住居	19,630円	20,835円	△1,205円
光熱・水道	24,311円	25,281円	△970円
家具・家事用品	13,014円	13,296円	△282円
被服及び履物	13,917円	12,106円	+1,811円
保健医療	14,051円	11,844円	+2,207円
交通・通信	60,431円	51,796円	+8,635円
教育	25,648円	30,841円	△5,193円
教養娯楽	34,938円	32,858円	+2,080円
その他の消費支出	68,793円	56,973円	+11,820円
平均消費性向 (④/③)	55.2%	65.9%	△10.7%
黒字額 (⑤=③-④)	291,181円	174,343円	+116,838円
うち預貯金純増	234,371円	126,173円	+108,198円
うち保険純増	24,718円	18,582円	+6,136円
うち有価証券純購入	6,410円	2,035円	+4,375円

(備考) 1. 両世帯とも二人以上の世帯のうち勤労者世帯で、世帯主が60歳未満の核家族のデータを用いているため、夫婦のみの世帯も含んでいる。
 2. 勤め先収入には、残業手当や住宅手当、賞与などが含まれる。
 3. その他には事業収入や財産収入、社会保障給付などが含まれる。
 4. 総務省「家計調査」より作成

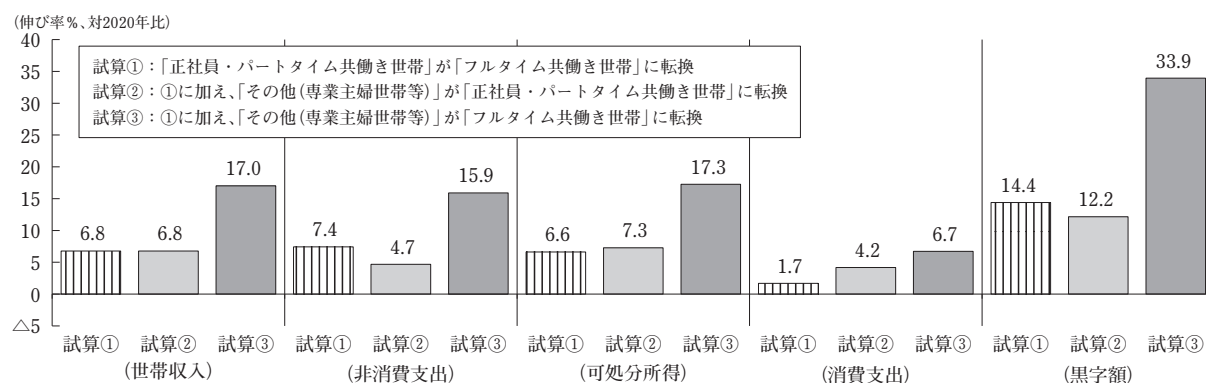
帯と比べて世帯収入が17万円以上も多くなっている^(注4)。直接税や社会保険料といった非消費支出が差し引かれた後の可処分所得も、妻の収入が8万円以上の共働き世帯の方が13万円以上も多い。この結果、消費支出も全体で2万円以上の差がついており、共働き子育て世帯で購入の多かった商品・サービスを中心に支出を増やしている。ただ、それでもなお妻の収入が8万円以上の共働き世帯の方が平均消費性向(55.2%)は10%以上も低い。黒字額も11万円以上多く、預貯金や保険、有価証券の購入により多くの資金を回すことができている。

4. 女性フルタイム勤務への「壁」を取り払うことが必要

では、妻がフルタイム勤務に変更することによる経済効果はどれくらいあるのだろうか。ここでは、**図表9**でみた子育て世帯が段階的にフルタイムの共働き子育て世帯に移行した場合、子育て世帯全体の家計規模がどれくらい拡大するのかを試算してみた。

まず、試算①として正社員・パートタイム共働き世帯(212万世帯)の全てがフルタイム共働き世帯に移行した場合、子育て世帯全体の世帯収入と可処分所得は20年対比で6~7%程度増加する試算結果となった。もっとも、消費支出は1.7%しか増加せず、その裏で黒字額が14.4%と大きく増加すると試算される。なお、非消費支出に含まれる直接税の増加は財政赤字の削減に、社会保険料の増加は年金制度の安定化や老後資金の確保にそれぞれつながるといったメリットもある。また、黒字額の増加も有価証券投資の増加などを通じて、株価上昇といった効果を生み出すことも期待される。

図表11 子育て世帯の家計規模の試算(1か月あたり)



- (備考) 1. 建築研究所集計の子育て世帯数の内訳(詳細、2020年)に、総務省「家計調査」の妻の収入別データ(2022年)を乗じて試算した。なお、妻の収入別データには夫婦のみの世帯が含まれる点には留意する必要がある。
 2. 「他の共働き世帯」の従業上の地位は変化しないこととし、総務省「家計調査」の妻の収入8万円以上と8万円未満の平均値を用いて試算した。
 3. 建築研究所「建築研究資料No.209、2023」、総務省「家計調査」より作成

(注)4. 共働き子育て世帯では、子供の数が1人から2人に増えると妻の収入は減少する関係にある。子育てにより時間を割く必要が生じたため、拘束時間が短く負担の少ない仕事に移っていることが影響していると推察される。

フルタイムでの共働きがさらに進めば子育て世帯全体の家計規模はより大きくなる。試算③のように、子育て世帯の大部分が「フルタイム共働き世帯」に転換したケースでは、20年対比の増加率が世帯収入で17.0%、非消費支出で15.9%、可処分所得で17.3%、消費支出で6.7%、黒字額で33.9%と、それぞれ大きく伸びる試算結果となった。

世帯によって考え方や価値観、事情等が異なることは想像に難くない。その意味で、**図表11**で示した試算は、子育て世帯の移行、転換について極端な前提を置いたものであるため、結果をみる際にはこの点に留意願いたい。

ただ、専業主婦世帯が共働き可能な環境を作ると同時に、既に共働きを行っている世帯において、夫婦ともにフルタイム勤務をしやすくなるような環境整備を進めていけば、子育て世帯全体での収入増や消費増も期待できる。また、人手不足の緩和や生産性向上といった面から、国内経済全般にプラスの作用を及ぼす可能性もある。

こうした環境整備のため、政府においては保育サービスの大幅な拡充に加え、ベビーシッター代や保育料のほか、家事代行、通学・通塾支援といった各種サービスの利用、時短家電の購入等に係る支出に対する補助金支給を拡充することが有効と考える。また、企業側には育児休暇制度の拡充、在宅勤務のさらなる推進、長時間労働が困難な従業員や遠隔地への転勤を望まない従業員への配慮などが求められてこよう。

人手不足が深刻化している。足元では円安進行もあり、外国人労働者の確保が困難さを増している。こうした中、女性の労働市場への進出をさらに促し、中長期的な経済成長の原動力としていくためにも、官民挙げた大胆な取組みが求められる。

〈参考文献〉

中野卓、今野彬徳「共働き子育て世帯の全国・都道府県・市区町村別集計」、建築研究資料、No.209、2023